

○安芸高田市建設工事監督規程

(平成 16 年 6 月 1 日訓令第 34 号)

改正 平成 19 年 9 月 28 日訓令第 169 号 平成 24 年 10 月 1 日訓令第 23 号
平成 28 年 3 月 30 日訓令第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、安芸高田市建設工事執行規則(平成 16 年安芸高田市規則第 9 号。以下「規則」という。)に基づき、市長が行う建設工事(以下「工事」という。)の監督について、必要な事項を定めるものとする。

(監督員の責務)

第 2 条 規則第 21 条第 1 項に規定する監督員(以下「監督員」という。)は、工事が公共の福祉の向上に寄与することを確認し、監督に当たっては公正を旨とし、厳正及び的確にその職務を行うよう努めるものとする。

(監督業務の分類)

第 3 条 監督業務は、総括業務、主任業務及び一般業務に分類するものとし、その業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 総括業務 監督業務に関する総括並びに主任業務及び一般業務を担当する監督員の指揮監督
- (2) 主任業務 監督業務のうち、現場に関する総括及び一般業務を担当する監督員の指揮監督
- (3) 一般業務 監督業務のうち、総括業務及び主任業務以外の業務

(監督員の担当業務等)

第 4 条 監督員は、総括監督員、主任監督員及び一般監督員とし、それぞれ前条に規定する総括業務、主任業務及び一般業務を担当する。

(監督体制及び監督員の指定)

第 5 条 監督は、総括監督員、主任監督員及び一般監督員が行う。

2 前項の監督員は、工事の請負契約ごとにそれぞれ指定するものとする。

(指定基準)

第 6 条 監督員には、次に掲げる職員を指定するものとする。

- (1) 総括監督員 工事を担当する主幹以上の職にある職員
- (2) 主任監督員 工事を担当する主査以上の職にある職員

(3) 一般監督員 工事を担当する主事級以上の職にある職員又は地方公務員法
(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 3 項第 3 号に定める非常勤として雇用され
ている者又は同法第 22 条第 5 項に定める臨時的に任用されている者
(監督の方法)

第 7 条 監督は、すべての契約書、設計図書(図面、仕様書、現場説明書及び現場
説明に対する質問回答書)と照合して行うものとする。

(工事記録等)

第 8 条 監督員は、当該工事の受注者から提出された書類、工事打合せ簿及び図
面並びに検査、試験等の結果について、その処理経緯を明らかにするものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 9 月 28 日訓令第 169 号)

この訓令は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 10 月 1 日訓令第 23 号)

この訓令は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 30 日訓令第 11 号)

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。